

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

別府市のハザードマップによると、別府商工会議所が立地する市街地においては、朝見川水域の近郊で浸水が予想されている。また、基幹産業である宿泊業や卸売業・小売業の多くが立地する別府市の中心市街地は、市の南端から北端に亘って海拔の低いエリアに形成されていることから、広いエリアにおいて台風などの大雨での浸水が懸念される。

(津波：ハザードマップ)

津波ハザードマップによると、別府商工会議所は海拔8.6メートルの位置にあるが、中心市街地の大部分が海拔3メートル以上～5メートル以下に集中しており、別府湾に面しているため、海拔5メートル以下の地域は、ほぼ全域に亘って津波到来が予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

別府市のハザードマップによると、別府市は平野が少なく周囲を山と海に挟まれているため、山間地域一帯は、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。また、別府市はその地形・地質条件等から土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害に伴う二次災害が懸念される。

(地震)

別府市で想定される地震について、文部科学省地震調査研究推進本部が公表している今後30年以内の発生確率(算定基準日 令和8年1月1日)は次の通りである。①南海トラフ60%～90%程度以上 ②中央構造線断層帯 ほぼ0% ③周防灘断層帯2%～4% ④日出生断層帯 ほぼ0% ⑤万年山一崩平山断層帯 0.004%以下

(火山災害)

別府市の西側に位置する鶴見岳・伽藍岳は、全国111ある活火山のうち火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な50の常時観測火山に選定されている。噴火が発生した場合、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、土石流、降灰などによる広範囲での被害が予想される。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症は、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康とそれに伴い経済活動にも重大な影響を与える恐れがある。

別府市の主要産業である観光業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対応が急務となっている。

(2) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス)

・ 商工業者等数 4,700

・ 小規模事業者数 3,842

(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者数は33)

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模	備考（事業所の立地状況等）
			事業者数（うち事業継続力強化に取り組んでいる者）	
商工業者	建設業	334	319 (5)	市内に広く分散している
	製造業	155	145 (5)	市内に広く分散している
	卸売業・小売業	1,224	838 (5)	市内に広く分散している
	宿泊業・飲食サービス業	1,018	794 (1)	市内に広く分散している
	生活関連サービス業・娯楽業	588	532 (1)	市内に広く分散している
	その他の業種	1,381	1,214 (16)	市内に広く分散している
	合計	4,700	3,842 (33)	

※参考：「令和3年経済センサス活動調査による小規模事業者数」

(3) これまでの取組

1) 別府市の取組

- ・別府市業務継続計画の策定（2019年3月策定）
- ・別府市地域防災計画の策定（2024年4月計画修正公表）
- ・別府市モデル地区避難所運営訓練（2009年から毎年モデル地区を選定して実施）
- ・防災行政無線（サイレン、スピーカー）の整備
- ・防災備品の備蓄
- ・別府市新型インフルエンザ等（感染症）対策対応業務継続計画の策定
- ・別府市新型インフルエンザ等対策行動計画（2020年4月改訂）

2) 別府商工会議所の取組

- ・災害時行動マニュアルの作成および職員への配布
- ・携帯カード（緊急連絡網、携帯電話番号、避難場所）の作成および職員への携帯
- ・防災備品（非常食等）を常備
- ・避難訓練の実施

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・避難訓練の実施 2回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 別府市内の小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害リスクについて別府商工会議所、別府市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や別府商工会議所会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 別府市産業政策課、別府商工会議所で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、保険会社・金融機関・中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、別府商工会議所職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 別府市の主要産業である観光業や地域経済圏の中心となる商店街の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、別府市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・ 上記目標達成のため、年1回のセミナーを開催する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省（九州経済産業局）、大分県、別府市等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画策定状況等、事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会議所会報や市報、各ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに記載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.htm
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（3）フォローアップ

- ・別府市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した（する）事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・別府商工会議所の会報やホームページなどで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

（5）関係団体等との連携

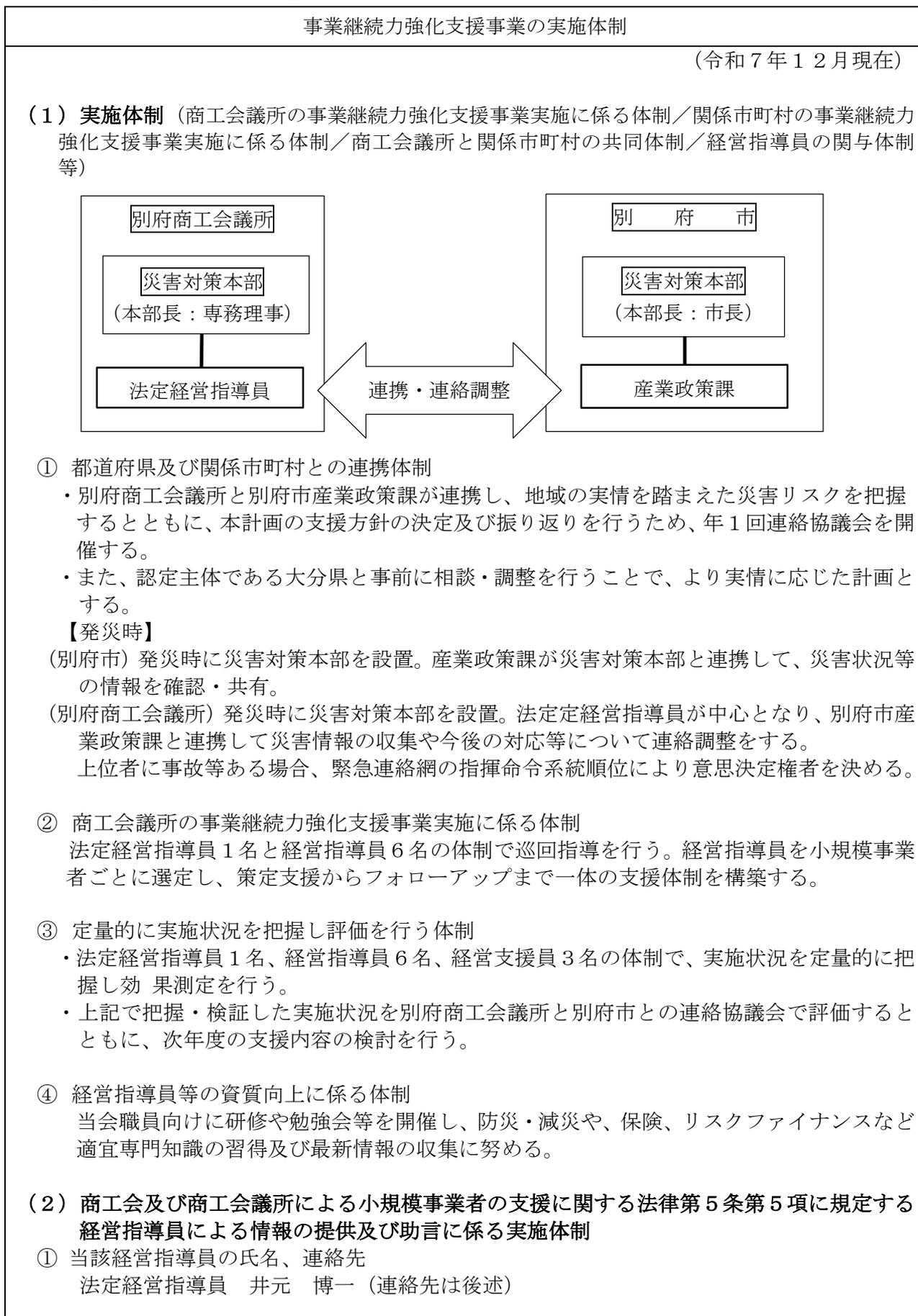
- ・損保会社や金融機関等との連携を進め、災害時における対応や啓発活動を行う。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定について、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、事業者を支援する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③ 広域経営指導員の当否

経営指導員 井元 博一は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 別府商工会議所、関係市町村連絡先

① 別府商工会議所

中小企業相談所

〒874-8588 大分県別府市中央町7-8

TEL：0977-25-3311 / FAX：0977-26-2232

E-mail：webmaster@beppu-cci.or.jp

② 別府市

産業政策課

〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

TEL：0977-21-1132 / FAX：0977-23-0552

E-mail：cin-te@city.beppu.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	330	330	330	330	330
・調査費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・協議会運営費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・備蓄品購入(買替)費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、別府市補助金、大分県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
・ ・ ・
連携体制図等